

## 「吹田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」の一部改正の骨子案

吹田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）、同法施行令及び同法施行規則にて定められるもののほかに、同法の施行に関して必要な事項（申請手続に係る必要書類等）を規定しております。

今回、令和5年5月26日に盛土規制法が施行されたことを受け、吹田市においても法上で新たに追加された事項の追加やその他法改正に伴う規定整備を行うものです。

なお、吹田市においては令和6年（2024年）7月より盛土規制法の運用開始（当該細則も運用開始と同時に施行）を予定しております。

### 1 目的

- （1）盛土規制法施行による法規定以外の様式の規定整備
- （2）盛土規制法の申請等の手続における必要書類等の規定整備
- （3）その他技術的基準の規定整備

### 2 改正内容

- （1）盛土規制法施行に伴う、様式名称その他根拠法令等の文言整理
- （2）盛土規制法の申請等の手続における必要書類等の規定整備（法上新たに規定された項目の様式、添付図書の追加）
- （3）排水施設に関する基準（盛土規制法施行により宅地以外の地目（農地等）が追加されたことによる、雨水その他の地表水、地下水の排水処理に係る基準の規定整備）

### 3 施行予定年月日

令和6年（2024年）7月1日